

39.12.1 現在（推計人口）

	本月	前月比
男	18,573	142 増
女	17,685	108 増
計	36,258	250 増
世帯数	11,481	168 増

報 弘 町 江 狗

昭和40年1月1日発行 第44号

発行 狗 江 町 役 場
電話 (416) 3 1 1 1 (代)



都の天然記念物に指定された伊豆美神社の松
(関連記事は7頁に掲載)



ごさいます

狗 江 町 長

石井三四郎

新年おめでとう

昭和四十年の新春を迎え、町民の皆さんにはいよいよ御健勝のこととお喜び申し上げます。平素何かと町政に對し、御高配をいただき深謝申し上げます。

町政——いいかえれば町づくりそれは基本的には、すべて住民の福祉の向上、住民へのサービス行政にほかならないと思ひます。公共施設の整備も役場事務の改善もすべてはそこに起源するものであることを、わたしたち当事者は深く自戒してことに処したいと思っています。なにとぞいっそうの御指導とごべんたつをお願いします。

新年早々お願いをしまして恐縮ですが、目下当町内各所に建設関係の工事がなされて

います。直接、町の仕事としては、教育施設では、第二小、第三小学校の鉄筋コンクリート校舎の増築工事、中学校の体育館新築工事、上水道では、野川沿岸その他の地区の第二期工事、公共下水道では、和泉幹線工事、東京都住宅公社関係では、調布市、狗江町両域にまたがる四千九十二戸の高層住宅建築工事これに伴う六郷用水下水管理設工事、日本住宅公団の小足立、寛東地先の神代団地等の建設大工事が、つち音高く作業が進められていますので、付近の住民のかたがたに、交通上はもとより種々な面で多大な御不便と御迷惑をおかけしていると思ひます。役場当局においても、皆さまがたの御迷惑を最小限度にとどめるよう努力しております。なお、公社や公団工事担当者にもその旨強く要請していますので、なにとぞ以上の事情を御理解し御協力くださるようお願いいたします。

終りに。町民の皆さんの御多幸をお祈りして、わたしの新年のごあいさつに代えさせていただきます。

年頭にあって

狛江町議会議長 土屋庸親



町民の皆さん明けましておめでとございます。

昭和四十年の新春を迎えましたことを町民の皆さんとともに喜び申し上げます。

さて、都市近郊の町として年々輝かしい発展を遂げておりますが、幸い皆さんの御理解ある御支援によりまして町づくりもその形態を整えつつありますが、まだまだ町民生活の身近な問題について何か

ことし入学することし四月に狛江町立学校に入学する児童生徒の就学事務は次のとおりです。

一、一月中に教育委員会から該当児童（昭和三十三年四月二日～三十四年四月一日生）生徒（昭和二十七年四月二日～二十八年四月一日生）の保護者に就学通知書を送ります。

二、ただし、次の場合はすみやかに教育委員会に申出てください。

と皆さんに御不便をかけておりますのが実情であります。町議会といたしまして、昨年の継続事業であるガス、水道また清掃事業面の推進、さらに町民に直結する諸問題についてもより多く、できるかぎりすみやかに処理いたすべく議員一同明るく住みよい町づくりを、なおいっそう精根を傾け、まい進する覚悟でございますので、なにとぞ町民各位の旧に倍した御支援、御協力をお願いいたす次第でございます。

終りに皆さんの御多幸をお祈りし、簡単ではございますが、年頭のごあいさついたします。

ことし入学することし四月に狛江町立学校に入学する児童生徒の就学事務は次のとおりです。

一、一月中に教育委員会から該当児童（昭和三十三年四月二日～三十四年四月一日生）生徒（昭和二十七年四月二日～二十八年四月一日生）の保護者に就学通知書を送ります。

二、ただし、次の場合はすみやかに教育委員会に申出てください。

一、一月中に教育委員会から該当児童（昭和三十三年四月二日～三十四年四月一日生）生徒（昭和二十七年四月二日～二十八年四月一日生）の保護者に就学通知書を送ります。

二、ただし、次の場合はすみやかに教育委員会に申出てください。

はたちの新春おめでとう

狛江町の成人式

都、私立学校）に入学するとき。

ロ、就学免除、猶予をなさるかた（病弱、發育不全その他やむをえない事由のため就学できないとき）

ハ、通知書が届かないか

はたちの皆さん、一月十五日は「成人の日」です。成人の日とは、おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を、祝い励ますための祝日です。

狛江町でも十五日、午前十時から、狛江第一小学校で、「成人をお祝いするつどい」を催します。どうぞ誘い合せて御出席ください。

ことしの該当者は、昭和十九年一月十六日から、昭和二十年一月十五日の間に生れた人八五八人（十二月五日現在）で年賀状で通知ができています。もし通知もれの人がありましたら、おおよび一月以降に転入されたかた。

三、入学のための予備身体検査は二月上旬に実施する予定です。

その他不明の点は教育委員会へお問合せください。

た、おおよび一月以降に転入されたかた。

スキー・スケート教室

— 参加者募集 —

ウィンタースポーツの花、スキー・スケート教室が開かれます。

今まで、教育委員会主催で行なわれていたものを、狛江町スキー協会が結成を機会に、主催するもので、指導者の充実により楽しいスキー、スケートができます。

要項は次のとおりです。

〇とき、一月三十日（土）午後六時十五分、役場前集合

〇ところ、赤城山スキー、スケート場

〇会費、千四百円（バス代、宿泊料、朝食代とも）

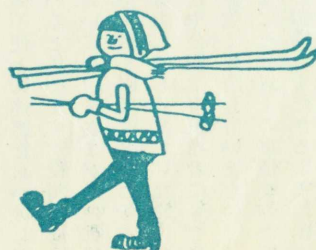
〇対象、町内在住者、狛江町スキー協会員、計百名（バス二台）

〇申込み、会費をそえて、教育委員会へ、一月五日から受付、定員になり次第締め切り

なお、狛江町スキー協会では会員を募集しています。個人でも、団体（十人以上）でも入会できます。詳細は教育委員会にお問合せください。



< 昨 年 の 成 人 式 >





△消防署の豆化学消防車▽

××使つてはあぶない××××××××××
 ××××××××××故障のストーブコンロを××

— 緊急処置と御相談は —

いよいよ寒さもきびしく、御家庭でのお正月を暖かく過ごすために、石油、ガストープやコンロの不良品や故障したのをそのまま使うことは火事を起こすものとす。いつも完全なものを安心して使いましう。

一、故障と使用上の御相談
 故障したら、すぐにお店に連絡して、修理してから使ってください。
 もし業者がなかなかみてくれないときは、泊江消防署電話(四一五)〇一一九番 都南部事務所産業係、電話

二、危険のときの緊急処置
 使用中故障で消そうとしても火が消えなかったり、また突然炎が大きくなって危険のときは、すぐに消防署へお知らせください。
 消防署ではストーブやコンロの適応消火器を装備したオートバイ(写真)がすぐに出動します。

国保七割給付

〃きょうから実施〃

一月一日より国民健康保険の家族が七割給付になります。三十六年に世帯主の七割給付が実施され今回の家族七割給付により被保険者全部が七割給付になります。

七割給付とは医療機関で治療を受けた費用の三割だけを医療機関の窓口を支払えば良いのです。

受診の際は必ず新しい保険証(黄色)を持参してください。

保険証の切り替えを

お忘れなく — 国民健康保険 —

本日より給付率の変更等がありますので、昨年使用していた保険証は使用できませんから御注意ください。係では昨年末新しい保険証を作成し、皆さんがたのお手もとにお届けしましたが、何かの手違いで、いまだに保険証が届いてないかた、または記載事項に誤りがあるかたは、お手

一月七日は

消防出ぞめ式

一月七日午前十時から十一時まで恒例の消防出ぞめ式が和泉多摩川かわらで行なわれます。そして新春の空を五色に色とりいっせい放水演習も行なわれますので皆さんごらんください。



＜昨年の出ぞめ式より＞

市町村の証明事務を整理

—— ことしからは公の帳簿で

わかるものだけに ——

従来市町村では、扶養証明や職業の証明など勤め先などから要求される約百種類にもわたるいろいろな証明を出していました。

この中には、法律などで当然発行するように定められている戸籍謄抄本の認証や、納税証明などから、市町村には何も根拠となる公の帳簿がないものについてまで証明を求めてこられたかたもあり、お互いに困っていました。

しかし「無職証明」や「家庭生活状況証明」、「無資産証明」などを求められても市町村としては個人的生活に関するものまで、立入って証明するわけにはいきません。

そこで、このようなむりな証明をやめるようにことしから次のような証明事務を整理することになりましたので何分の御協力をお願いします。

◎市町村で証明できるもの
 戸籍、住民票の謄抄本、外国人登録、印鑑、未転入、

主食配給関係、納税、課税(非課税)、建築確認、国民健康保険関係など市町村の公の帳簿によって明らかに判明できるもの。

◎市町村で証明できなくなるもの
 ただし()内の証明をもって代えることができます。
 扶養証明(住民票および非課税証明)
 営業証明(事業税の納税または課税証明等)
 居住、同居証明(住民票)
 授業料免除、学費支払困難証明(住民票、納税、非課税証明など)

なお、今度の整理によって証明が出せないものについては、市役所、町役場の窓口で「そういう証明書は、発行できません」という通知書を差し上げるようになっていきます。

この証明についてのお問合せは住民課へ。

補充選挙人名簿の登録はいつでもできる

昨年、公職選挙法の一部改正により補充選挙人名簿に登録するための申出がいつでもできるようになりました。改正以前は選挙の都度申請によって調整されていましたが、申出は昭和三十九年六月十五日以後に他区市町村から転入され、まだ、申出をされ

ていなかった、または、昭和三十九年十月一日以後に満二十歳になられたかたは申出が必要で、この申出は本人が直接役場の窓口に出していたことになり、このとき、もし、住民登録がしてなければ自分を証明する書類がいりますので町役場内の選挙管理委員会事務局にお問合せください。

基本選挙人名簿の

登載者決まる

昨年十二月二十日に確定した基本選挙人名簿登載者数は二一、八三三人と前年より一、四八〇人の増加となりました。この名簿はことしの十二月十九日まで効力を有し、投票区別登載人員は次のとおりです。

<第三小学校6年 藤原くみ子> <第一小学校6年 鈴木ひろ子>

投票区	男	女	計
第1投票区	1,939	1,850	3,789
第2投票区	1,801	1,918	3,719
第3投票区	1,478	1,417	2,895
第4投票区	1,124	1,158	2,282
第5投票区	1,564	1,443	3,007
第6投票区	2,361	2,300	4,661
第7投票区	707	773	1,480
合計	10,974	10,859	21,833

救急病院

指定のお知らせ

このほど狛江町和泉一〇五番地、岩瀬外科(電話(四一五)五八三〇番)が狛江清は救急病院がなく、一分でも防署から救急病院に指定されました。狛江町では交通事故によるけが人や、急病人のため救急に車が毎日一回三回多いとき

税の出張収納

次の表のとおり町都民税第四期分、国民健康保険税第九期分の出張収納を行います。役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月	日	時	間	場	所	区	域
1月	27日	(水)	自後二時 至後二時三十分	寬東 寺西菓子店	小足立	上小足立	
1月	28日	(木)	自前九時 至前十一時	寬東 天理教会前	岩戸	寬東	
1月	29日	(金)	自後三時 至前十一時	慶岸寺	岩戸	岩戸	東部地区
1月	30日	(土)	自前九時 至前十一時	岩戸 明靜院前	岩戸	岩戸	南部地区
1月	31日	(日)	自後三時 至前十一時	舊消防詰所前	駒井	駒井	
2月	1日	(月)	自前九時 至前十一時	猪方 谷田部猪方米店	猪方	猪方	南部地区
2月	2日	(火)	自後三時 至前十一時	和泉 玉泉寺	下和泉	下和泉	

年金だより

平均寿命が

延びています

人生わずか五十
年といわれたのは
今では遠い昔の
話、現在では六十
歳、七十歳とお年
寄りの寿命が大変
に延びているとい
う喜ばしい事実と
なっています。き
ょうこのごろで
は、ただ寿命が延
びたからといって
喜ぶわけにはいき
ません。安楽に毎
日を過ごしている
お年寄はごくわず
かで大部分の人た
ちは働きながら毎

日を生活している状態ですが
やはり何といっても保障さ
れた毎日を送るわけでは
ない日常生活を送るわけ
が、それには前々からの準備
をしておくといった各自の心
構えが必要です。
皆さんはこの準備は完全で
すか、いくら社会保障の制度
ができていても皆さんが無感
なままでは、いっこうにこの制度
は成長しません。

喜ぶわけにはいき
ません。安楽に毎
日を過ごしている
お年寄はごくわず
かで大部分の人た
ちは働きながら毎

いつでも加入できる年金の話

皆さんががすでに御承知
のように厚生年金、船員組
合、市町村共済組合等の、公
の年金に加入していない二十
歳以上のかたは必ず国民年金
に加入しなければならぬので、
法律で規定されているので、
日本に住所のある人は皆何ら

係からのお願い

かの年金に加入しているわけ
ですが、ここで一つ不合理な
ことが考えられます。それは
国民年金の被保険者となつて
いれば、夫婦ともに加入して
いるため老後年金受給の資格
がありますが、公的年金制度
の被保険者にはその配偶者は
加入できないこととなってい
ます。これでは老後年金をも
らう本来の目的あるいは、主
旨（前項で述べたように老後
を幸福に暮らすことができるよ
う）に反してくるわけではな
い、現在の段階では公的年金
では夫婦ともに六十五歳にな
った場合には、被保険者のみ
おいてください。

当町の被保険者数も四一〇
〇人と年々増加しており、わ
たしたち係員の願いである
「国民皆年金」この目標にい
ま一歩と近づいています。な
お次々の事由が生じた場合は早
急に係まで届書を提出してく
ださい。

一、満二十歳になったとき、
または職場をやめて公的年金
からぬけたときは二十日
以内に資格取得届けを出し

してください。職場の年金
と国民年金に二重加入して
いても年金は二重にはでき
ません。

四、任意加入者でなくなろう
とするときは手帳とともに
資格喪失届けを出してくだ
さい。

五、住所が変わったときは二十
日以内に年金手帳とともに
住所変更届けを出してくだ
さい。出さないでほってお
くといろいろの面で不都合
が生ずることになります。

六、結婚等で氏名が変わったと
きは二十日以内に氏名変更
届けが必要です。

七、国民年金手帳が破れたり
よれたり、なくしたとき
は、手帳再交付申請書が必
要です。

八、加入者がなくなったとき
は十四日以内に年金係へ死
亡届けを出してください。

九、保険料を前納していた人
が国民年金の被保険者でな
くなった（公的年金に加入、
死亡）場合、還付請求

書を出してください。この
請求書を出せる人は本人か
その人の相続人です。

十、保険料が年度末の納期
（四月三十日）を過ぎてか
らは役場では受け取ること
ができませんので、納付書
により銀行、郵便局の窓口
へ払込んでください。

たばこは町内で買ひましょう

あなたが町内でたばこ
をかうと町の大きな
財源となります。

十二、免除者が後に保険料の
払込みができるようになっ
たときは、追納申込みを出
し払込みを続けてください
十三、年金の給付事項が発生
したとき、それぞれの裁定
請求書を出してください。
※国民年金についての疑問の
点がありましたら係までお問
合せください。

昨年七月一日現在で実施しました商業調査も、商業を営む方がた、ならびに調査員の御協力により、とどろくに紙面をもってお礼申し上げます。なお、皆さまがたにおかれまして、すこしでもお役にたちますようその結果をお知らせしますので御利用ください。

商業調査の結果がわかりました!!

一年間26億4千万余円の売上げて商店数は364軒に—

六月一日から六月三十日まで
の一月間の実績であり、年間商品販売額については、昭和三十八年七月一日から昭和三十九年六月三十日までの期間の結果です。

昭和39年商業統計調査結果表

この結果表は後日通商産業省が公表する結果数字と多少の相違があり得る。

泊江町別組織別商店数、従業者数、販売額および商品手持額

単位 千円

商品分類別商店数

区分	種別	数	和	泉	岩	戸	猪	方	寛	東	小	足	立	野井(宿河原を含む)	総数	364	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------------	----	-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

この統計表の商店に関する数字は秘密保持の関係上、xで表示し公表を控えた。
掲載した数字は、他の関連項目または比較の商店数の少ない分類項目にxを加え
()で表示した。

国民年金保険料第三期分

二月一日をお忘れなく!!

ことし二月一日現在で中間農業センサスが行なわれます

農業を営むかたがたへ

この調査は、農業 足立周辺、栗山嶺一 小足立 および農家の国勢調査 五二〇 昭和周辺、鈴木清治 査ともいえるもので 覚東一七五 覚東周辺、鈴木 今回の調査は、農業 盛久 岩戸一三七八 山谷周 の実態を調べて、農 辺、白井イト 和泉二二七 業の所得をふやし、 原組周辺、栗山博行 和泉四 農家の生活の向上を 七八 和泉周辺、飯田久雄 和泉一七四〇 松原周辺、谷 田部友延 和泉二四八〇 共 資料を得るために行なう重要 栄の一部、井上春太郎 和泉 調査です。調査員がお宅に お伺いしますから、その際 二一三三 共栄の一部、川合 は、なにとぞ御協力ください 義雄 岩戸八七〇 岩戸の一 まして、りっぱな統計ができ 部、須田耕作 岩戸五一七・ ますようお願いします。 岩戸の一部、石黒昭平 猪方 六三四 猪方周辺、高橋作次 富永孝安 小足立九八四 小 駒井一九 駒井周辺

自衛官募集

いま防衛庁では陸、海、空の隊員を次の要領で募集しています。

応募資格

入隊する月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

志願の手続き

志願票の請求および提出は、役場住民課、自衛隊東京地方連絡部立川出張所(立川市曙町3の216)で昭和40年3月31日まで受付けています。

試験科目

簡単な学科試験〔国語(作文を含む)数学、社会〕口述試験、身体検査、なお自衛官応募については役場住民課へお問い合わせください。

元旦を寿ぐ千代の松

天然記念物に指定された伊豆美神社の松

松は古来から、めでたい物の象徴として、すべてのお祝いに用いられ、またその葉は二葉で夫婦にたとえられ幹はべつ甲の形をし樹齡の加わることによりその形も美しさを増し大きく深く形どられていく、松は年を経るに従って緑の色も増え、その枝も四方に力強く張り、下にたれ、風にもめげず雨にも変らず耐えて数百年の樹齡を保つものが多い。赤松は一名女松ともいわれ、その名のように木はだわ、赤く枝も柔らかいが、一名男松と呼ばれている黒松は赤松に比して雄大で葉もこわく緑も濃い。松は日本中どこでも茂っていて日本の美しさも多くの松がその一端をにっている。

松は多くのお祝いごとに用いられていることは樹齡が長いことや緑が濃く永遠に変わることがなく、いかなる大雨や大風にも耐え風を切る音はごうごうとして雄大さを、またたいそなれ松のようによく耐え

え画家の筆になり、あるいは庭に植えられ、家の門冠に利用され、宮や寺、公園等に自然に大木となつています。

表紙に掲げた写真の松は町の中にある代表的な巨木で樹齡も枝ぶりもすくぬれ昨年四月二十二日東京都の天然記念物に指定された記念樹です。

所在は狛江町和泉六八番地 伊豆美神社境内 所有 伊豆美神社

この記念樹は和泉の鎮守で神社の奥殿東南雑木林の中にあって、目通り五・六メートル、根回り七・四メートル、樹高三十一メートル(推定)、樹齡六〇〇年(推定)、枝は四方に伸び長くて枝張東十八メートル、西六メートル、南十五メートル、北九メートルに走っている。

根元に腐食止めコンクリートがなされ、樹高二十四メートルあたりしんが止められ、その個所に水がめ用のためふたがなされしんの腐食を食い止めている。地上二メートルのあたりに斜に走るひびわれがあって、その辺から木全体が東南に傾いている。樹勢は良好健全で保存の方法もよい。

約十年以前にこの木の北方六メートルのあたりに目通り約四メートルの松があったが松食虫のため食い荒らされ枯木寸前に東京都林務課の指導で取りとられ、以来孤立となつて天をおおって、同神社の神木としてしめなわが張られている。根元にはコンクリート造りのいなり小さいほこらがあり千代の松が枝は町の繁栄を寿ぐかのように雄大な元旦の朝日を受けて緑がいちだんと美しい。

町の指定金融機関

町の公金の取り扱いをする「指定金融機関」として、富士銀行が。十二月の町議会上において承認されました。

取り扱い事務の開始は、昭和四十年四月からの予定で、目下準備を進めています。

なお、くわしいことについては、三月の広報でお知らせする予定です。

相談所

人権身の上相談

日時 一月二十七日(水)

午後一時から四時

場所 役場

担当 人権擁護委員

小尾外征年氏

本領信治郎氏

行政苦情相談

日時 一月十八日(月) 午後一時から四時

場所 役場

担当 行政相談委員

宮崎 武雄氏

家族計画相談

日時 一月六日(水) 午後一時半から

場所 役場または公民館

担当 保健婦と指導員

育児相談

日時 一月六日(水) 午後一時半から二時半

場所 役場または公民館

担当 保健婦

児童相談

日時 毎週火曜日午前八時半から十二時

場所 役場

担当 立川児童相談所児童福祉司

全町に衛生協力会を

作ってください

ことしも今から夏の昆虫や伝染病の発生を防ぐため強力な衛生協力会を作り地域住民の自主的な計画と実践活動によりカヤハエ、ネズミの駆除、伝染病の予防、環境の浄化、公害の防止、健康の維持等あらゆる面で組織単位で健全な公衆衛生に努め組織活動の効果をあげ、首都美化の一環になっていただくものです。

この協力会の活動には役場や保健所が全面的に協力、援助し、薬剤の無料配布や消毒

す。したがって車を運転するときは、次のことがらに気をつけて、酒による交通事故をなくすようにしましょう。

一、酒を飲んだら車を運転しない。

酒は百薬の長といわれるように、一日の仕事が終わって、疲れなおしに飲む適度の酒は、その日の疲れを忘れさせ、明日の仕事に対する励みとなりましょうが、こと車を運転するとき

に限っては、害はあっても益のないものです。

酒はアルコールの作用によって、中枢神経がまひするため、注意力や判断力が減退するとともに、視力や動作にもびります、こんな状態では、常に繊細な注意

と慎重な判断を必要とする車の運転は、非常に危険です。

酒を飲んだばかりのときは、酔っていないようでも車を運転している間に、車内の温度や車の動揺などから、気がつかないうちに、酔いが回り、気が大きくなつて安全運転に対する感覚を失ない、スピードを出し過ぎたり、運転技量を過信して無理な追越しなどを

するようになります。そして自分でも、酔いが回ったなど気がつくころには、視力が衰え、からだ全体がだるくなつて、動作が極端にぶつたり、眠けがさすなどして、ジグザグ運転をするようになります。

犬はつないで飼おう

毎月毎回このお願いをしています、慢性的に犬を放し飼いにしているかたが多く特に夜になると放す不心得な飼主が多くなっています。最近公害といふことはよく聞かれますが犬の放し飼ひも被害の多いものです。最近町内に

は真の野犬はほとんど見られ

酒を飲んだら 運転はやめよう

例年一月に、酒による交通事故が多くなるのは、年始の祝いや新年会、寒さしのぎなど、酒に親しむ機会が多くなるためと思われませんが、酒

が原因で起きる交通事故は、乱暴な運転や、動作がぶついていることなどから、ほかの事故に比べて大きな事故になるためと思われませんが、酒

クイズ

消防車現場到着時の

正解者発表

昨年秋の火災予防運動実施には皆さんの積極的な御協力によって多くの成果を収めることができました。

この運動行事の一つであった、消防車現場到着時を当てるクイズが町内四か所を指定して行なわれたのですが、その地区により、正解者多数のなかからと、正解者のいなかったところは正解に一番近いなかから最重なる抽選によって次のかたがたが選ばれ、賞品が贈られました。

正解者 三二人
正解者 なし
正解者 三二人

平口 慎 〆 三七七
二、八幡神社前 岩戸五五二
正しい答え 六分二〇秒

細井 光 岩戸五八八
橋本福治 〆 六二二
猪田邦夫 〆 五八八

三、天理教会前 覚東三五六
正しい答え 七分三八秒
応募者 一三四人

正解者 なし
正解者 なし
正解者 なし

古沢武夫 覚東三二〇
桶瀬小一郎 〆 五〇四
三井庄松 〆 五六三

四、狛江保育園前小足立
正しい答え 五分四十九秒
九三〇

応募者 八〇人
正解者 なし
正解者 なし

角永恒雄 〆 七七六
角和身 小足立七七四
金森正夫 〆 九七三

正解者 一〇人
正解者 七四人
正解者 七四人

大津立子 和泉七三一
松原 明 和泉三七一

くみ取りの能率化をはかる



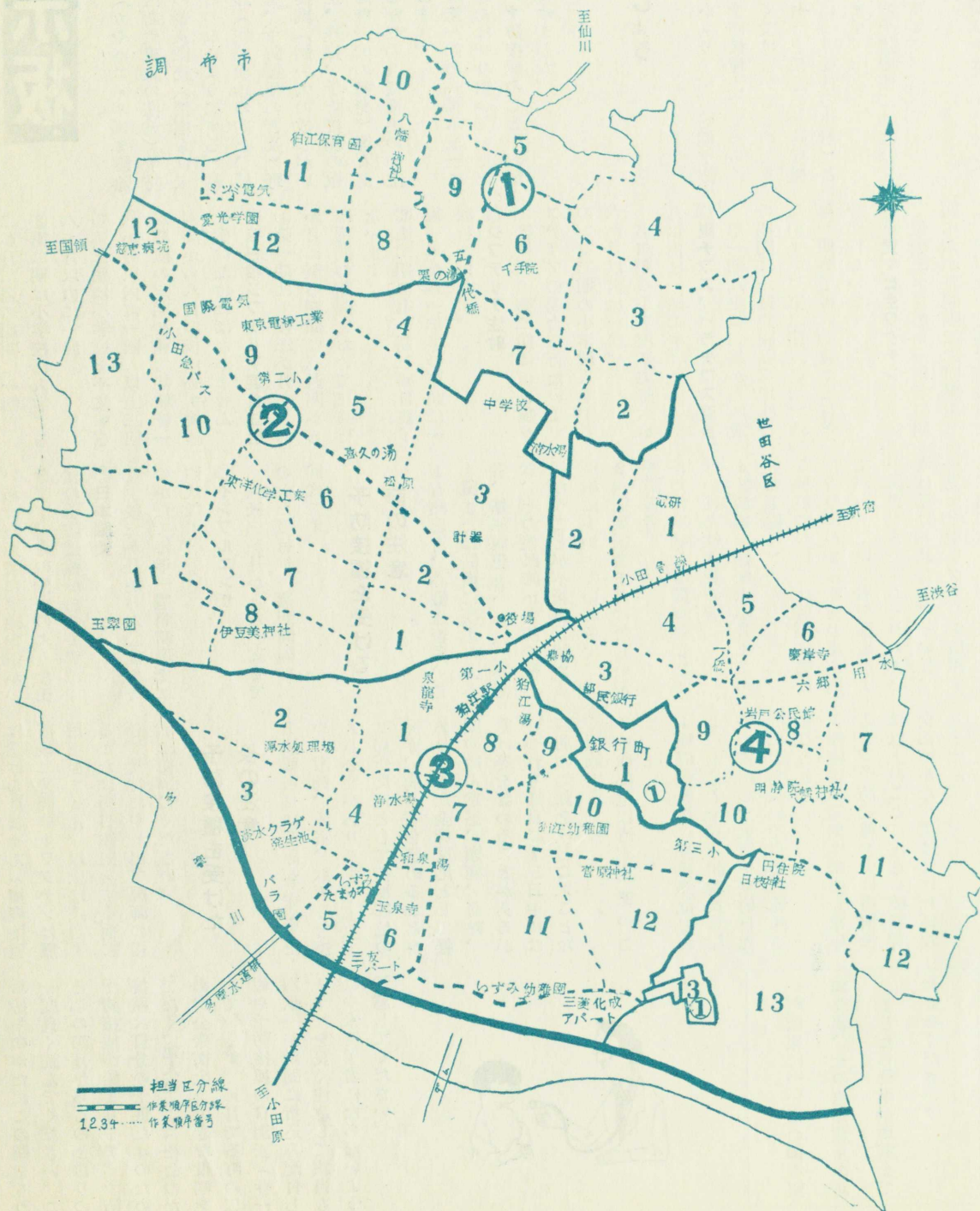
地区別

第1地区 101号車 池田 英介
第2地区 102号車 高野 光造
第3地区 103号車 池田真太郎
第4地区 105号車 松本 貫一
予備車 106号車 矢崎 嘉雄
作業責任者 矢部 茂夫

大小によって多少の
 ずれはありますが作
 業能率の向上のため
 に今後も皆さんの御
 協力をお願いしま
 す。なお地区別責任
 者は次のとおりで
 す。

昨年よりくみとり能率をあげるために図のように町を四区分して四台のバキュームカーがその区域内を十二、三に分け運転手を責任者と定め、それぞれ二名の助手が付き各地区の数字の順にくみとりを行なっています。家族数、し尿槽の大小によって多少の

くみ取り区域図



衛生掲示板

この頁は役場の衛生課からのお知らせやお願いの頁になっています。

今年もこの掲示板を通じて皆さんにいろいろの連絡やお願いをします。よろしくお願い致します。意義ある「掲示板」になりますよう皆さんがお気づきになりましたことや、わかりにくいことがありましたらぜひお知らせください。

一年の計は元旦にあり、今年衛生係が皆さんの協力を得ていっそう努力したい目標は特に環境衛生の向上に努める

◎予防接種は必ず受けましょう

予防接種の目的は伝染のおそれのある疾病の発生とまん延を予防するもので公衆衛生の向上および増進を計ることを目的としています。予防接種（希望により受ける注射）と種を受けるべき対象のお子さんのいるかたは保護者として、必ず受けさせなければならぬ義務があります。

○予防接種には次の種類と接

- ①第一期は生後二か月から十一月以内
- ②第二期は小学校に入学する六月以内に一回
- ③第三期は小学校を卒業する六月以内に一回
- ④以上三回の接種の定期接種で接種後一週間から八日の後に必ず検診を受けなければなりません。
- ◎百日咳ジフテリア混合注射
- ①第一期は生後三か月から六か月に至る期間に三週間から四週間の間隔をおいて三回行ないます。
- ②第二期は第一期三回目終了後一年から一年半の期間に一回行ないます。
- ◎ジフテリア注射
- 第一期、第二期は百日咳ジフテリアの混合で行ないますので第三期の小学校入学する六月以内に一回。
- 第四期の小学校卒業前六か月以内に一回です。
- ◎腸チフス、パラチフス混合
- 第一期は生後三歳から四歳の期間に一週間間隔で三回行ないます。第二期（追加）は第一期終了後六〇歳まで毎年一回行ないます。
- ◎小児マヒ生ワクチン
- 生後三か月から一年半の期間に六か月間隔で二回服用します。以上が定期予防接種と

いわれ該当者には通知書がいきます。その他次のような任意の予防接種があります。

◎日本脳炎

生後三か月から六〇歳までのかたで毎年一週間間隔で二回式です。

◎インフルエンザ

生後三か月から六〇歳までのかたで毎年一週間間隔で二回式です。

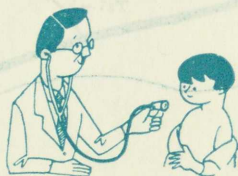
予防接種を受ける前の注意

- 1 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者、その他医師が予防接種を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者。
- 2 病後衰弱者または著しい栄養障害者。
- 3 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
- 4 妊産婦（妊娠六か月までの妊婦を除く）
- 5 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられない。その他、小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘

予防接種を受けた後の注意

- 1 接種当日は安静を守るため、激動、入浴、飲酒等を控える必要があります。
- 2 局所反応として接種部位の発赤、痛み等を認めることがあり、また全身反応として軽度のけん怠感、頭痛、発熱、寒け等を認めることがあるが、いずれも通常二三日中には特別の処置をほどこすことなく消散する。
- 3 接種部位は清潔に保つこと。
- 4 種痘接種後は接種部位をおよそ十分一十五分間着衣しないで露出し、火気や直射日光等によらないで自然に乾燥させること。
- 5 種痘接種部位は摩擦しないこと。予防接種を受ける前後は以上のことに注意し該当者全部のかたが受けなければなりません。

町広報についての御希望、御要望、その他御意見がありましたら役場企画室までお寄せください。



新に生まれたお子さんを

お持ちのかたはこの欄をもう一度良く読んでください。ことしの四月からこのとおりの予防接種が始まります。予防接種は自分の子供だけのためでなく、他人のため、社会のため、公衆衛生上大きな役割をします。毎月でる町の広報や予防接種の日割表（春一回秋一回新聞に折込み配付します）を良く注意して該当もれや未終了者にならないよう注意してください。